

令和6年1月23日

令和6年能登半島地震災害義援金

会員事業所の皆様へ募金協力方をお願い

このたびの石川県能登地方を震源とする地震発生につきましては、ご存じのとおり、多くの人的被害や家屋・工場の倒壊、インフラ施設の停止など甚大な被害が発生しております。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

このために日本商工会議所および全国の商工会議所による募金活動が開始されました。桐生商工会議所としても義援金を募集いたします。義援金は日本商工会議所を經由し、被災地および被災商工会議所の復旧・復興等に必要な費用として活用するために寄贈されますので、会員事業所の皆様には、絶大なご協力をお願い申し上げます。

桐生商工会議所 会頭 靱山和久

記

1. 義援金 1口 10,000円以上でお願いいたします。

2. 振込口座 桐生信用金庫本店営業部 普通預金 1366501

名義 きりゅうしょうこうかいぎしょ の とはんとうじしんぎえんきん かいとう もみやま かずひさ
桐生商工会議所 能登半島地震義援金 会頭 靱山和久

3. 受付期間 令和6年1月23日(火)～2月22日(木)

- * 義援金をご応諾いただく場合は、裏面「能登半島地震義援金 振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、2月21日(水)までに、FAXにてご連絡いただき、お振込み等のお手続きをお願いいたします。
- * 桐生信用金庫本支店窓口でのお振込みにつきましては、添付の振込依頼書をお持ちいただいた場合、手数料はかかりません。
- * ATM、インターネットバンキングおよび他金融機関からの送金については、手数料がかかります。
- * 桐生商工会議所事務局（2F窓口）でも義援金を受け付けております。
- * 本義援金は、日本商工会議所において取りまとめ、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただきます。寄附金税制上、「一般寄附金」の取扱いとなります。（損金算入限度額については商工会議所までお問い合わせください。）

問合せ先：桐生商工会議所 総務課 〒376-0023 桐生市錦町3丁目1-25
電話番号：0277-45-1201 FAX：0277-45-1206

FAX送付先 0277-45-1206

桐生商工会議所 総務課 行

「能登半島地震義援金 振込連絡票」

義援金の趣旨に賛同し、以下のとおり振り込みます。

1. 義援金額 口 円（1口1万円以上でお願いいたします。）
2. 貴社名
3. ご住所 〒
4. 代表者役職・お名前
5. ご担当者お名前
6. 電話番号
7. 振込予定日 月 日

※本義援金にご協力いただきました企業様には、当所会報誌において貴社名をご紹介します。

貴社名の掲載を希望されない場合は、下記にチェックをお入れください。

→ 掲載を希望しない

※ ご連絡いただいた情報は、義援金の募金の目的以外には使用いたしません。